



保育コンシェルジュ便り



熊谷市保育コンシェルジュ便りです。私たちは、市内にある認可保育施設や保育利用等の情報を集め、みなさんへ情報発信や保育コンシェルジュ相談をお受けしています。ご相談は、窓口または電話相談もお受けできます。ご相談は、50分となります。☆ご相談を希望される場合は、事前予約制となりますのでご予約をお願いします。相談予約は、市役所ホームページまたは、右記二次元コードからも手続きができます。



二次元コード

- ・相談希望日2日前（土日祝日を除く）の17時まで、インターネット上で予約できます。
- ・お電話でも予約可能です。（熊谷市役所 保育課まで 電話 048-524-1111 内線 433 570）
- ・9月から令和7年4月入所1次締め切り日までは、ご相談時間は最長25分です。



©熊谷市

💡例えば・・・

- ・1号、2号、3号って
 - ・保育所とこども園の違いは
 - ・保育所はどんな理由で申請できるの
 - ・育休明けの保育所利用について
 - ・こどもを預けて仕事を始めたい
 - ・保育標準時間と短時間ってなに
 - ・クラス年齢とは
 - ・保育所の見学ってどうしたらいいの
 - ・申請書の書き方がわからないなど
- 保育所に関するご相談をお受けするにゃ。



【令和7年4月入所申請が始まります】

令和7年4月入所【保育所・認定こども園（教育・保育給付認定2・3号）・地域型保育施設】の申請については、9月号の市報・ホームページで情報をお知らせしますので、ご覧ください。令和7年度の申請書については9月から配布となります。

提出する申請書に不安のある方や、事前にお聞きになりたいこと、ご相談等ある方は、「保育コンシェルジュ」を是非ご利用ください。4月1次の申請受付期間内は、対面での受付も行います。

※ご予約がない場合は、郵送での申請（簡易書留等記録が残るものをお勧めします）、または、保育課の窓口を用意されている『専用箱』に入れてください。

☆ 令和 7 年度 入所 申請 受付 期間 ☆

入所希望月	申請受付開始日	申請締切日	結果発送予定
4月1次	令和6年10月11日(金)	～ 令和6年10月25日(金)	令和7年1月10日(金)
4月2次	令和6年10月28日(月)	～ 令和7年1月31日(金)	令和7年2月14日(金)
5月	令和7年4月1日(火)	～ 令和7年4月10日(木)	令和7年4月21日(月)
6月	令和7年4月21日(月)	～ 令和7年5月9日(金)	令和7年5月20日(火)
7月	令和7年5月20日(火)	～ 令和7年6月10日(火)	令和7年6月20日(金)
8月	令和7年6月20日(金)	～ 令和7年7月10日(木)	令和7年7月18日(金)
9月	令和7年7月18日(金)	～ 令和7年8月8日(金)	令和7年8月21日(木)
10月	令和7年8月21日(木)	～ 令和7年9月10日(水)	令和7年9月19日(金)
11月	令和7年9月19日(金)	～ 令和7年10月10日(金)	令和7年10月21日(火)
12月	令和8年度4月申請と同時 に申請ができます。	～ 令和7年11月10日(月)	令和7年11月20日(木)
1月		～ 令和7年12月10日(水)	令和7年12月19日(金)
2月		～ 令和8年1月9日(金)	令和8年1月20日(火)
3月		～ 令和8年2月10日(火)	令和8年2月20日(金)

令和7年度は上記の通りの受付期間となります。期限に間に合うように申請書を提出してください。



教えてコンシェルジュ



☆ 保育所の申請方法や入所できた場合にみなさんからよくある質問をまとめてみました ☆

・入所を希望しています。見学は必ず必要ですか？

必要です。保育施設は、施設ごとの特色や開所時間、保育方針、諸経費等さまざまな違いがあります。まず施設に連絡をしてから見学してください。事前に聞きたいことや、気になることなど、メモをとっておくとよいですね。

・申請書を提出後、状況が変わった場合どうしたら良いですか？

すぐに、保育課へご連絡ください。就労証明書を含め、提出書類の内容は入所時も継続しているものとして審査します。事実が異なる場合又は変更（次子の妊娠が判明した、入所月までに退職することになった等）が生じたにも関わらず申出がない場合、入所決定又は内定を取り消す事があります。

・『寄り添い』とはなんですか？

4月入所が保留だった場合、保育コンシェルジュから、希望している施設以外で4月から受入れが可能な施設の案内をしています。コンシェルジュからの案内を希望される場合は、「入所申請時チェックシート」の希望するに☑をしてください。優先度の高い方から案内をします。

受入れ可能人数に達した場合は、案内できないこともあります。

（希望しても、複数の希望者がいた場合等必ず入所ができるわけではありません）

・就労予定で保育所の申請を考えています。何か気をつけることはありますか？

保育所の入所希望月が希望通りにならない可能性もあります。申請時ご提出されました就労証明書の内容は、入所月の1日に継続しているものとして審査します。お子さんの入所が決まるまで、就労開始を待ってもらえるのであれば、その旨備考欄への記入を証明者へ依頼してください。入所できた際、その会社（事業者）で就労開始した証明書の提出をお願いします。

その他、ご不明な点やお聞きになりたいことがありましたら、

『保育コンシェルジュ』をぜひご利用ください。

